

議事日程（第3日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

---

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

---

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、どうも改めましておはようございます。

連日、雨模様の日が続いておるところでございますが、また各地で短時間の記録的な豪雨、ゲリラ豪雨が至るところで今発生をしておるところでございますが、今週、来週の頭ぐらいまではまだぐずつく天気が続くそうでございますが、爽やかな風、そしてまた抜けるような青空、そういった秋の気配をまたこれからしっかりと感じ取りたいなというふうに思っております今日この頃でございます。

ただいまから令和2年第5回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 杉本真由美君及び7番 安藤哲雄君を指名します。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、杉本真由美君。

○6番（杉本真由美君） 改めまして、おはようございます。

今回、トップバッターということで幾分緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに1点目でございます。

インフルエンザ予防接種についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、秋から冬にかけて季節型インフルエンザとの同時流行が懸念されており、しっかりと備えなければなりません。季節性のインフルエンザの患者数は例年1,000万人規模で、新型コロナウイルスの感染と季節型インフルエンザの症状は似ており、初期症状で判断するのは難しく、医療現場では検査を行わなければならないケースが急増する可能性もあります。

厚生労働省は同時流行を見据え、65歳以上の高齢者や医療従事者に優先的な接種を呼びかけることを決めました。高齢者など重症化リスクの高い人に対して優先的な呼びかけをすることで、接種機会を逃さないように体制整備を進めることとしています。

10月前半からワクチン接種を始め、65歳以上を優先して接種を呼びかけ、10月後半以降は医療従事者や65歳未満の基礎疾患を有する人、妊婦、乳幼児から小学校低学年生（小学校2年生）ま

での子供にも対象を拡大するとしています。

患者の増加と重症化を効果的に抑えることはもちろん、医療機関の混乱を避けるためにもワクチンの優先順位を進めなければなりません。

以下、3点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症の影響で接種希望者が例年と比べ増えることが予想されます。町民へはどのように啓発をされるのか。

また、2点目、例年以上にインフルエンザワクチン不足も懸念されます。医師会や医療機関とはどのように連携をされているのか。

3点目、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、インフルエンザワクチン接種の一部助成の拡充、一部助成の拡大していくことも新型コロナウイルス感染症対策となり、町民の安心・安全を守るための重要な施策であると考えますが、いかがでしょうか。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） インフルエンザ予防接種についての質問にお答えいたします。

1点目の町民への啓発について、国は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を警戒し、65歳以上の高齢者の接種を優先するように呼びかけています。

本町では例年、広報とポスター掲示、満65歳以上の方全員に個人通知をして啓発をしていますが、今年度はより多くの方に受けていただけるよう、医療機関だけでなく介護保険事業者へも呼びかけを行っていきます。あわせて、インフルエンザの蔓延や新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクの着用、手洗いといった感染予防についても啓発してまいります。

2点目の医師会や医療機関との連携については、ワクチンの供給量につきまして、国は昨年度より12%多い供給量を見込んでおります。町内の医療機関のワクチンの確保量は個々に発注しており、もとず医師会においても正確な確保量は把握されておられません。本町の今年度の接種率は昨年度の52%を超えると想定されますが、町内の医療機関だけでなく県の医師会とも連携しておりますので、広域の医療機関で接種することも可能となっており、ワクチンの確保はできるものと思っておりますが、町内の医療機関とも連携し、早めの接種を呼びかけていきたいと思っております。

3点目のインフルエンザ予防接種の一部助成の拡充については、予防接種委託料は毎年値上がりをしていますが、接種者の負担増を考慮し、自己負担額は据置きとさせていただいたところであります。

一部助成の拡充については、近隣市町の状況等を踏まえ、現時点では考えていませんので御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございます。

例年に比べて、またより一層周知を拡大していくということでいただいたので、またよろしくお願ひいたします。

一番心配されるのは、インフルエンザの流行時というのは12月か2月にかけてということで、やはり受験シーズンになると考えられます。やはり受験生を持つ保護者の方、家族の方は本当に心配をされることと思いますが、先ほど厚生労働省からは優先的というか、そういうお話がございましたが、特に受験生の方も関係なく早めに接種ができるのか、その点だけちょっとお尋ねをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 御心配されることを十分承知しております。

インフルエンザワクチンの場合、あまり早く打ち過ぎても、そのピークのときに抗体が落ちてしまうという可能性もございますので、早ければいいという予防接種ではないのかなというふうなところは思っているところです。

ですが、希望される方は接種できるという環境はありますので、打っていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 岐阜県においては、今年度の受験から高校生が高校入試のときにインフルエンザなどにかかった場合、追検査をしていただくという対策を取っていただいておりますが、やはり受験生の方にとっては万全なコンディションで試験に臨んでいただきたいなと思っております。

最近ですけど、厚生労働省のほうからインフルエンザ流行に備えて、発熱などの症状がある人の相談・受診の流れを公表しております。かかりつけ医などの身近な医療機関に必ず電話で相談することといたしました。

また、相談体制を10月中に整備するようにと自治体にも通知したそうです。インフルエンザの患者と新型コロナウイルスの患者は症状だけでは区別が難しく、この通知の中では多くの相談先を確保して特定の窓口で電話が殺到する事態を回避し、確実な相談・受診につなげるのが狙いがありました。

また、相談を受けた医療機関は、新型コロナも含めた診療が可能なら患者を受け入れ、不可能なら対応可能な医療機関を案内するというのを、地域のことで共有していくということがございました。まずは本当に、先ほどありましたが、ふだんの生活の中で手洗い・うがい、またマスクの着用など3密を避けながら、新しい生活様式を基に感染の対策防止を私たちも心がけていかなければならないと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

以上で、1点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う子供の予防接種についてであります。

子供の予防接種には、肺炎球菌やB型肝炎、はしか、結核など13疾病に対するワクチンがあります。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これらの予防接種を控える動きがあり、適切

な接種時期から遅ければ、それだけ子供が病気にかかるリスクも大きくなり、小児科医からの懸念の声が上がっております。

小児科医らでつくるNPO法人VPD（ワクチンで妨げる病気）を知って、子どもを守ろうの会は7月16日、生後2か月から接種できる小児用肺炎球菌ワクチンなどの接種率を公表いたしました。同会が提供するスマートフォンで予防接種のスケジュールを管理できる無料のアプリでの利用者データを分析し、登録者を分母に、予防接種を受けた人数を分子として算出しました。

接種率は、新型コロナウイルスの感染が広がり始めた時期から低下傾向にあり、子供の出生月で見た場合、肺炎球菌ワクチンの初回接種率は感染拡大前は9割前後でありましたが、接種の推奨時期が今年の1月から3月の2019年生まれの赤ちゃんからは約8割と10ポイント近く低下し、下げ止まっていたままでの推移となっております。1歳から接種できるMR（はしか・風疹）ワクチンの初回接種率も、感染拡大前は7割から8割前後でありましたが、拡大後から低下を続け、5割前後まで落ち込んでいます。

同会の小児科医、菅谷明則理事長は、はしかや百日ぜきなどの病気の免疫を持っていない子供の集団が増えるほど、感染したり、重症化したり、命を落とすリスクは大きくなる。自粛中でも予防接種は不要不急に当たらない。適切な時期に速やかに接種してほしいと指摘しております。

厚生労働省も6月8日付の自治体への業務連絡で、予防接種を控えることがないよう十分な情報発信を要請、リーフレットも作成し、医療機関が新型コロナウイルス感染防止施策に努めていることや、一般受診者と別の時間、場所で接種できる医療機関もあることなどを紹介しております。

10月からロタウイルスワクチンが定期接種に加わり、11種類となります。定期予防接種は定められた対象期間に受ければ公費負担ですが、期限を過ぎると任意接種の扱いとなり、全額負担となります。医療機関により異なりますが、数千円以上かかります。新型コロナウイルスの影響で接種を見送り、期限を過ぎてしまった子供が接種そのものを諦めかねません。

厚生労働省は、未接種の子供を救済するための対応に、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、相当な理由があると自治体が判断した場合は、定期予防接種の期限延長を認めても差し支えないとしております。本町において、接種状況と未接種児への推奨、救済としての期限延長などはできないかをお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 新型コロナウイルス感染症に伴う子供の予防接種の接種状況についてお答えします。

まず、本町における生後2か月から接種できる小児用肺炎球菌ワクチンの1回目の接種率は、昨年度、対象者122人のうち119人が接種し、97.5%でした。今年度は54人中53人が接種しており、接種率の低下は見られませんでした。

また、未接種児には、案内はがきにて適切な時期に速やかに予防接種を受けるよう周知していますが、6月8日付の厚生労働省からの通知を受け、広報「きたがた」8月号に啓発記事を掲載

させていただきました。

本年10月1日からは新たに乳児のロタウイルス予防接種が定期接種となりますが、接種時期を過ぎてからワクチンを接種すると腸重積を発症するというデータもあります。予防接種は法律で決められた接種時期に受けることが大切ですので、未接種児への接種勧奨を続けていきます。

予防接種の期間延長については、長期にわたる重篤な疾患などのために定期接種が受けられなかった場合の特例措置がありますが、決められた期間を過ぎての接種は病気を重篤にさせるなど副作用のリスクも危惧されているため、国からの延長勧奨などの通知がある場合を除き、延長は考えておりません。子供たちの健やかな成長を願い、安全に予防接種を受けることができるよう努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございます。

予防接種は適切な時期を逃すことなく受けていただいているということを確認し、安心しております。

先ほども質問させていただきましたが、これから寒くなるとインフルエンザという流行もごございます。子供の予防接種は本当に体調がよいときに、接種を予定していても風邪を引いたり体調を崩すと予定どおりに接種できなかったという大変苦労した覚えが私もごございます。定期接種の種類も増え、今は1度に3種類から4種類のワクチンを打つということも聞いております。

また、これからは本当に適切な時期に打っていただくように、またさらに勧奨していただきながら進めていただきたいと思いますと思っております。

これで2点目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3点目についてでございます。

産後ケア事業について。

女性は思春期の頃から女性ホルモンの影響を受けながら人生を歩み、そのピークを迎えるのが妊娠・出産時です。出産は3キロ近くの赤ちゃんを産むわけでありますから大ごととなります。後産と言われる胎盤がはがれた瞬間に、それまでピークにあった女性ホルモンが劇的に低下し、産後の女性に大きな影響を及ぼします。このことが伝わっておらず、出産すれば女性はすぐ元気な元の状態に戻るとも思われることが多いと言われております。個人差はありますが、誰でもホルモンの影響もあって産後鬱症状が現れる可能性もあり、約10人に1人が経験されるとする産後鬱は、特に産後2週間の時期に高まると言われています。心身ともに大変な時期に赤ちゃんとの関係を深めながら、待ったなしの育児がスタートいたします。女性が心身のバランスを保つためにゆっくり休養し、育児をスタートする安心できる環境や時間をつくっていくことが大切です。

産科入院期間は短くなってきており、初産婦でも4日で退院となることが多いそうです。統計によりますと、産後から母親が最も大変に感じるのは3か月ぐらいまでで、その後は徐々に落ち着いてきますが、それまでが育児の混乱がピークになります。特に、自宅に帰ってから1か月健診を受けるまでの間、核家族化、産後に頼れるはずの両親が近くにいなかったり、地域とのつな

がりも希薄になるなど、支援の手がない人も多いようです。

緊急事態宣言解除後も、日本産婦人科学会、日本婦人科医会は可能な限り里帰り出産を控えてほしいとしております。実家からの手助けを受けられなかったり、外出を自粛するなど出産後の母子が社会から孤立しやすい状況に陥り、相談先や支えてくれる家族がいないと、ますます1人で子育てに悩んで苦しむ悪循環となり、産後鬱のリスクも高くなっております。感染の危機が依然としてある場合には、実家に帰れない、来てもらえない、安心して外出できない、そういった妊産婦さんに温かく寄り添った産前・産後の支援をしていかなければなりません。

2019年10月に改正された母子保健法では、各市町村に出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話または育児に関する指導、相談、その他の援助を産後ケアとし、実施の努力義務を規定いたしました。そして、母親の心身のケアや育児の相談支援を定められた施設で短期で入所して受け入れる短期入所型、施設へ通所して受ける通所型（デイサービス型）、居宅で支援を受ける居宅訪問型（アウトリーチ型）のどれかで提供することとしております。

赤ちゃんを家族に迎え、人生の心理的健康のスタートである愛着を形成する上で最も大事な時期となります。母親となった女性の心身を癒やし、母と子の心身の健康を守るために、家事、育児ヘルパー、宿泊や日帰りによる産後ケア事業ができないかをお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 鳥本保健センター所長。

○保健センター所長（鳥本裕子君） 産後ケア事業についてお答えします。

本町では平成30年7月から、安心して子育てができる環境の充実に図るために、保健センターに子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない細やかな支援を行っています。出産後1か月前後には助産師が自宅を訪問し、産婦さんの身体状況の確認や育児相談をする赤ちゃん訪問等を行っています。しかし、出産後、自宅に帰ってきてすぐ身近に相談できる人がいない場合などの支援ができないことが課題となっております。

そのような中で、国において市町村に産後ケア事業として令和3年4月から短期入所事業（ショートステイ）、通所事業（デイサービス）、居宅訪問のいずれかの事業を行うことを努力義務として課せられました。それを受けて本町においては、通所事業（デイサービス）について、令和3年4月から事業が開始できるよう町内にある産婦人科医院と協議を進めています。今後、短期入所事業（ショートステイ）と居宅訪問につきましても、医師会の産婦人科担当医師や助産師会との話し合いにより事業が開始できるよう準備を始めてまいります。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 御答弁ありがとうございます。

今現在では本当に、北方町においては子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期の一番最初の母子手帳をもらうときから出産後の子育て期まで、一人一人ケアをしていただいているのは重々分かっております。今回、このような形でさらに充実していただけるということはいずれも思っています。

また、より北方町の子育てしているお母さんたちが本当に安心して健康な生活ができるように、また一人も置き去りにしない支援となるように期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 次に、石井伸弘君。

○1番（石井伸弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、年少人口の人口減についてお伺いしたいと思います。

北方学園構想も令和5年開校に向けて着々と準備が進められております。

また、南東部開発など、工場や大型商業施設の誘致など教育立町による若い世代にとって住みやすいと思う、住みたいと思うまちづくりが進められると考えており、まずもって町長をはじめ執行部の皆様の御努力に感謝申し上げたいと思います。

一方、本町における人口減少の足音が大きくなっていることに大変懸念しております。昨年度末のゼロ歳児人口は132名、南学園エリアに限れば52名です。昨年度の母子手帳発行数は、一昨年の136件から127件に減っていることから、恐らく今年度の出生者数は昨年度より減ることと思われる。

平成27年に策定された北方町人口ビジョンにおいても、転入者を増やし、転出者を減らすこと、出生率を現状程度に維持することが掲げられています。しかしながら、今後も北方町に限らず日本全体で出産適齢期の女性人口は減る一方であり、出生率が同じであれば出生数も減少することは避けられません。

特に懸念しているのは、南学園エリアにおける児童数の減少です。既に南小学校において、1・3・5年生で50名を下回る児童数となっております。せっかく立派な理念と教育施設があったとしても、1学年40名を下回り、9年間同じクラスで子供が育つ学年が常態化するような義務教育学校では、子供の学ぶ環境として魅力があるものとは言い難いと思われます。

そこで、御質問いたします。

北方町として人口減少、特に今回は年少人口の減少についてどのようにお考えでしょうか。対策として考えておられることがあればお教えください。

○議長（安藤浩孝君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 改めまして、おはようございます。

それでは、お答えをいたしたいと思えます。

まず、石井議員の質問、人口減少問題についてということでもありますけれども、人口減少は、申し上げるまでもなく労働力人口の減少を引き起こすなど消費の減少、それに伴う市場の減少といった地域経済の縮小、活力の減退につながります。

また、ますます進む高齢化による社会福祉費、医療費の増大を支える若年層の減少により、自治体の行政サービスの維持も困難にします。

見通しについてであります。国は団塊ジュニア世代が40代後半となり、出産期の人口自体が



減っていること、また合計特殊出生率が1.4そこそこで推移しており、20年後の日本の人口は16.2%の減少、出生数も12%ほど減少の74万人と推測しております。当町におきましても例外なく、ここ10年余りは1万8,000人台の人口で推移をし横ばいをしておりますが、この先は穏やかな減少に転じると予測をしております。

また、人口構造においても、25歳から39歳の子供を産み育てる世代が10年前と比較して2割以上減少してきていることから、徐々に出生数が低下してきたものと思っております。短期的に出生が仮に増えても、長い目から見たら人口減少の流れを食い止めることは極めて困難であると考えております。

対策であります。今日まで行ってきた区画整理による住環境整備により、道路網、公園、公共下水などのインフラ整備、また子育て支援、福祉の充実、さらに現在、企業誘致や民間活力を利用した広域交流拠点の整備により地域雇用の拡大、新たなにぎわいの創出を図っているところであります。

また、義務教育学校の整備により、教育環境の充実といった人口減少社会にあっても豊かな社会生活が送れるような施策を展開しているところであります。

人口問題は、住みたいまち、住んでよかったと思えるまちづくりを鋭意進めていくことに尽きると考えておりますので、議員にも御協力がいただけますようよろしくお願いをいたしまして答弁いたします。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 町長、ありがとうございました。

長期的に見て人口減少が進んでいくということ、これは避けられないというのは私も同じ認識ではあるんですけども、せっかくいい学校を造ったのに、それが使われなくなってしまうようなこと。例えば、出生数が去年120名そこそこでしたが、それが常態化するようであれば、1学年40人掛ける3クラスで1つの学校で済んでしまうような事態も考えられます。そうならないためにも、南エリアを特にというわけではもちろんないと思うんですけども、地域全体で子供の数が維持されて、子供たちが学ぶ環境が、少なくともあと20年ぐらひは何とか維持できるような状況をつくっていただきたいなと思いますし、そう考えております。

それでは、2つ目の御質問に行かせていただきたいと思っております。

町長の先ほどの御回答の中でも、子育て支援施策、福祉の充実というような言葉をいただきましたので、それを踏まえて次の質問をさせていただければと思います。

3歳児以下の子育て支援策の充実についてお伺いしたいと思います。

本年3月に第2期北方町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。また、さらに町立幼稚園、町立保育園の再編整備に向けた計画の策定も進められていると伺っております。

北方町の子育て施策は、小さなまちであるにもかかわらず病児保育、1つの中学校区に2つの子ども館、待機児童なしなど、子育てに力を入れているとされている岐阜市や大垣市などに負けず劣らない充実した施策を行っていると思っております。町長をはじめ執行部の皆様の御努力に感謝申

し上げたいと思います。

昨年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育てをめぐる環境は大きく変化いたしました。3歳児以上の子供の幼児教育・保育に関しては保育園・幼稚園があり、北方町内の3歳児以上の子供に関しては、医療ケア児などを除き、ほぼ全ての子供が町内もしくは町外で幼児教育・保育を利用されていると伺いました。

今後の子育て世帯に対する子育て支援策を考える上では、保護者の就労・未就労にかかわらず、より早い段階からの幼児教育・保育サービスへの接続が子供・保護者双方にとって益のあることと考えています。

従来制度では4月1日時点で満3歳になった子供しか幼稚園の年少児クラスに入ることができず、例えば4月2日に生まれた子供はほぼ丸1年、幼児教育を受けることができませんでした。保護者にとっても、元気な3歳児を家庭内だけでケアするのは負担が大きく、就労の有無に関わらず預け先があることは大変望ましいと言えます。新しい制度においては、満3歳児は幼児教育の対象となるため、幼稚園における満3歳児入園が可能になり、国の制度として無償化の対象になります。町立幼稚園に子供が通園した保護者の1人は、4月生まれだったので、本当にその1年が長かった。そういう制度があれば絶対に使っていたと思うとおっしゃっておいりました。

現在、北方町内では敬愛学園北方幼稚園で満3歳児入園を受け入れています。定員12名のところ、定員いっぱいの利用になっているとのことでした。利用希望は、北方町立幼稚園の利用者にも一定数いると考えられます。職員の手当や施設キャパシティーなどの課題はあるかもしれませんが、ぜひ実施すべきと考えております。

また、保育園・保育施設における一時預かり事業についてもお聞きしたいと思います。

既に町立幼稚園、敬愛学園北方幼稚園では、在園児を対象とした預かり延長保育を実施していますが、北方町内では、幼稚園・保育園に在園していない子供に対する保育園や保育施設における一時預かりサービスがありません。

町としては、利用を希望する方にはファミリーサポートセンターを利用することで対応する方針である旨、子ども・子育て支援事業計画で記されていますが、ファミリーサポートセンターの利用実態は送迎や保育施設、学校終了後の預かりが中心で、1日もしくは半日程度の預かりは多くありません。

特に小さな未満児を預ける場合、保護者にとってもプロの保育士が見てくれる保育園や保育施設での一時預かりは安心感があるとともに、料金的にも割安になるため保護者のニーズが高くなっています。近隣では、岐阜市、瑞穂市、大野町で実施しています。本巣市は市内に一時預かりを行う民間事業者があるなどの理由で実施していません。瑞穂市では公立・私立併せて5園で実施され、昨年1年間で2,251人の利用がありました。大野町では公立・私立併せて5園で実施され、昨年1年間で408名の利用がありました。瑞穂市の年間出生者数は約600人、大野町の年間出生者数は約160人ですので、人口比で計算すれば北方町でも年間300から500人程度の需要はあると思われます。

そこで、御質問いたします。

3歳以上児で、町内・町外を問わず、保育園・幼稚園などに接続されていない子供は、明確な理由のない場合を除き、いないという理解でよろしいですか。

町立北方幼稚園における満3歳児入園制度の導入について、どのようにお考えでしょうか。

保育園または保育施設における一時預かり事業の実施について、どのようにお考えですか。お答えいただければと思います。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 3歳児以下の子育て支援に関する御質問にお答えします。

1つ目の3歳以上児の入園については、希望されている方全てが町内外の保育園・幼稚園へ通園されています。

次に、2つ目の満3歳児からの入園についてお答えします。

北方町立幼稚園では、町の教育方針にのっとり、年少クラスからの3か年間の教育課程を編成した幼稚園教育を行っています。そのため、満3歳児を受け入れた場合、入園した園児が翌年もう一度同じ内容を学ぶことになることや、年度途中から集団に入り、既に進んでいる教育内容や行事に途中から参加することになるなど、そういったことを考えますと受入れが困難でございます。したがって、町立幼稚園においては、満3歳児からの受入れは今のところ考えてはおりません。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） それでは、私からは議員お尋ねの保育園または保育施設における一時預かり事業の実施についての質問にお答えします。

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業で、一般型や幼稚園型など4つの形態に分類されています。

さて、一時預かり事業の実施については、現在、町内の保育園においては未満児保育に対する要望が多く、待機児童を出さないよう保育士の確保に苦慮しているところであり、こうした現状から見て安定した事業実施が難しいため行っておりません。そのため、保育園の代替先としてファミリーサポートセンターに対応をお願いしています。

今後の事業実施については、北方町立北学園内に認定こども園が創設され、幼稚園と保育園の再編も予定しておりますので、その計画の進捗に併せて一時預かり事業についても検討していきたいと考えております。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございました。

まず、最初の質問なんですけれども、希望していない人を除きというところでの御回答、希望している人は全員入園していると。これは3歳児以上であれば基本そうだと思うんですけれども、気にしているのは、3歳児になったけれども、希望するしないに関わらず入っていない子供が一

定数いるという可能性に対して非常に懸念をしている。要は、全体の数としては少ないと思います。ある調査では5%ぐらいだろうなんていう数字も上がっていますが、その5%の子供たちがハイリスクになっておりはしないかというところで懸念をしております、保健センターの所長さんともお話しした際に、もしくは健康福祉課長とお話しした際にも、そういった子供たちのフォローはしていますよというお話は何っているんですが、非常に属人的なというか、仕組みとしてやっていらっしゃる感じが若干ないものですから、仕組みとして3歳児で、もしくは3歳から5歳の間でちゃんと抜け漏れなくやれるというような、やっていらっしゃるんだと思うんです、やっていらっしゃると思います。そこについては異論はないんですけれども、仕組みとして、もしくはやっているということについての見える化というか、そののこのところをしていただけるとありがたいなと思って御質問させていただきました。

それから、満3歳児入園についても、敬愛学園さんは満3歳児入園したお子さん向けの12人の小さなクラスをつくっていらっしゃって、それで対応されています。年度当初、4月から9月ぐらいの間の子供がやっぱり入ることが多いというようなことで、前提としては途中から入ってくる子供がいるよということで受け入れていらっしゃるということです。これも、こども園をどのように運営されていくかということと絡みますので、今現時点ですぐどうこうという話ではもしかしたらないのかもしれませんが、現状、満3歳児入園については敬愛学園さんもやっていらっしゃるので、どうしてもという方は敬愛さんのほうに行ってくださいという話で何とか対応なりはできるのかなと思っていますんですけれども、民間が頑張っているのであれば、やっぱり公共の側のほうも同じように頑張れないものかなというふうに思っています。

最後の一時預かり事業についても、これも同じく今度の新しくできるこども園のほうでやれる可能性があるというような趣旨でよろしいかなと思うんですけれども、やっぱりそこも民間の方がやられるというときにおいては、一時預かりというのは未来の利用者になり得る方たちですから、その方たちを最初に早めに受け入れておいて利用につなげたいというようなところで、民間の方たちも使われているやに聞いていますけれども、期間的にまだこども園ができるまでにはちょっと時間がありますので、それまでの利用ということを見ると、一時預かりの仕組みは、満3歳児入園については敬愛さんがあるのでまだ対応できるんだろうと思うんですけれども、北方町においては一時預かりの仕組みがなくて、ほかの市町村の制度を使って預けに行くケースが多いように聞いております。私自身もほかの市町の一時預かりサービスを使ったことがありますので、町長の人口減少に対して子育て支援策、福祉施策をやっぱり充実しなきゃというお話を伺いましたけれども、そんな観点からもぜひ御検討いただければなと思います。

もう一つ、あと保育士なんですけれども、保育士の確保が難しいからという話はどこでも聞きますし、それはそのとおりだと思います。ただ、これもいろんな自治体さんの事例を聞いていると、保育士さんを確保するために、都市部の自治体ということになるのかもしれませんが、住宅支援をやられたり、保育士の子供の減免をやられたり、保育士給料の上乗せをされたり、もしくは2年間働いたら40万円渡すよなんてことをやられたり、非常にいろんなことをやっています。

例えば、この民間の保育士の人材派遣会社にお聞きしますと、大体1人派遣するに当たって、年収の大体3割を成功報酬としてもらっていますなんてことをおっしゃるんですね。これは北方町の会計年度任用職員のフルタイムパートで働かれる保育士の方、ざっくり200万円ぐらいの給料でお支払いされたとすると、60万円ぐらいは民間の保育園の方たちは、人が来ないときにはそれぐらいのことをして確保するということをやっているらしいようです。60万円払えと言っているわけではもちろんないんですけども、もう少し何か保育士を確保するためにいろんなオプションというんですか、そういったものをつけられたらどうかと思っています。その辺について、特に保育士の確保策についてどのようにお考えなのか、大変御苦勞なさっていることは重々承知した上でお聞きしたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○福祉健康課長（木野村英俊君） 今、保育士の確保策ということで御質問いただきましたが、正職員につきましても保育士がなかなか集まらないという状況で、町のほうから学校のほうにお願いするなりして保育士の受験のほうをお願いしているようなところではあります。

それでも正職員が足りないということで、会計年度任用職員のほうにつきましても同じように条件をよくするなり、なるべく1回働いていただいたら来年も働いていただけるように園長のほうからお話をさせていただいて、なるべく続けていただけるように確保しているように苦慮しているところです。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 苦慮なさっていることは本当に、毎度広報「きたがた」でも必ず保育士の採用募集が載っているくらいですので、大変苦勞なさっているんだろうなということは重々承知の上ですが、それを載せていて大変だ大変だというのはもちろん分かるんですけども、大変ならもう少し何か手当をつけるとか、そんなようなことができるといいのかなというようなことを思っているというようなところでございます。

次の質問をさせていただければと思います。

小・中学校における性犯罪被害防止の取組についてお伺いしたいと思います。

本年度に入り、県内の男子高校生が女子児童に強制わいせつの容疑で逮捕される事件が立て続けに起きました。多治見署と岐阜北署の管内で起きた事件でございます。

全国的に少年事件は減少の一途をたどり、少年による刑法犯はこの10年間で4分の1以下になっています。凶悪事件に限っても、同じく4割以上減っています。しかしながら、これらの基調と大きく異なっているのがわいせつ犯罪です。

同じく平成22年414件から令和元年495件と少年による犯罪件数全体が大幅に減少する中、2割増となっています。加害者・被害者ともに全世代で見れば、昨年度、全国のワンストップ支援センターに寄せられた相談件数は約4万1,000件、また政府によれば顔見知りによる犯行が7割から8割に上り、そのせいもあり、性被害に遭った女性の約7割の方が誰にも相談していないという隠れた被害が大変多いのが特徴です。

北方警察署によれば、北方町内での声かけ事案等は平成30年度が15件、令和元年度が17件となっており、被害対象者は小・中学生が約その半数です。性暴力被害に遭った人たちは誰かに助けをほしい、でも誰にも知られたくない、忘れたい、でも思い出さずにはいられないという気持ちに苦しみます。被害者が子供であれば、その後の成長に及ぼす影響は計り知れません。

政府も性暴力対策強化方針を本年6月に策定し、被害者の治療や相談に乗るワンストップ支援センターの体制強化や、幼少期から身を守る教育などを充実することを決めています。岐阜県でも平成27年からぎふ性暴力被害者支援センターが開設され、24時間の電話相談が可能になっています。北方町の町立小・中学校や保育園においても、保健・体育における性教育やインターネットの適正利用に関する講座、連れ去り防止教室などが行われています。

子供の虐待防止は悲しい事件が続く中で対策が強化され、地域においても教育現場においてもその重要性が認識され、対策が強化されてきました。性犯罪防止も同じように対策が強化されるべきものと考えています。

残念ながら、現在、日本を含め各国でも性犯罪加害の初犯を防ぐための方法論は確立されておらず、再犯を防ぐための取組もようやく始まったばかりです。したがって、学校現場においては子供たち一人一人に身を守る方法を伝えていくこと、残念ながら被害に遭った際に迅速に対応することで必要な治療や告訴につなげることが極めて重要だと思います。

そこで、御質問いたします。

政府の性暴力対策強化方針を踏まえ、北方町ではどのような取組の強化を行う予定がありますか。いじめ防止に関しては、子供からアンケートを取るなど、実態把握と対策に努めています。性犯罪被害については実態が見えません。問題がないということが分かれば、それにこしたことはありません。まずは小・中学校で実態把握を行うべきと考えますが、どのように考えますか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育次長。

○教育次長（浅井孝彦君） 小・中学校における性犯罪被害防止の取組に関する御質問にお答えします。

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要だと考えています。

学校教育においては、道徳、保健・体育をはじめとする教科指導、学級活動において、生命の貴さや一人一人を尊重する教育を行うとともに、犯罪被害に遭わないための防犯に関する具体的な指導も学年集会等で実施しております。

御指摘の性犯罪被害の実態把握には、何よりも児童・生徒と教師間の信頼関係や相談しやすい環境整備が必要です。これまで行ってきました心のアンケートや生活の記録、毎日の生活の様子から、児童・生徒一人一人の思いや悩みを見逃さず、寄り添い指導するとともに、相談員やスクールカウンセラーなど相談体制の充実を図ることで対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

これまでもこれからも、人権のことであったり、命の貴さであったりを大切にする教育、そういう指導がなされていることについては大変深く感謝申し上げますし、今後とも引き続きぜひやっていただきたいなと思っております。

ただ、人権教育ってすごく漠としちゃうんですね。分かるんです、性教育もしくは性犯罪の防止のために、人が人を思いやる心を涵養すれば、それがベースになっているんだ、犯罪を起こさない、犯罪に遭わないということはそこがベースなんだということは重々承知しているんですけども、やっぱり性犯罪というのはある種特殊というか、人権を守るということに関してはやっぱり抜き出して教育したり、お伝えしたりということがとても大事なのではないかなというふうに思っておりますので、なかなか指導の現場も難しいことは重々承知しておりますが、まずは政府の方針でもありますし、ぜひ一步踏み込んだ教育指導をぜひ取り入れていただければと思います。

それから、アンケートというか、実態調査なんですけれども、中学校に伺っていじめのアンケートも拝見しました。ただ、やっぱりいじめなんですよ。心のアンケートも心のアンケートで、生活の日々のことを中心に聞くということで、抜き出して性犯罪のことについて聞いているわけではないというふうに承知しております。

せっかくタブレット等も配付して匿名性の高い調査というのでできるようになったと考えておまして、こんなことは思いたくないんですけど、先生が性犯罪するケースも、非常にまれですけども、あると思います。北方町ではないと信じていますし、ないんだろうと思いますけれども、そんなことを考えると、タブレットをうまく活用して、性的な嫌な思いをしていることがあるかないか、そんなことをしてみたいと思うか思わないか。具体的な方法論については実際に子供たちに日々接している先生方のほうが、いろんな配慮であったり、いろんなケアができることと思います。聞いた上でどう配慮に、どうケアにつなげるのかということもセットで考えなければいけないと思いますので、簡単ではないということは分かりますけれども、どこかで実態把握ができるといいのかなというふうに思っているということをお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、指定避難所となる小・中学校体育館への空調・太陽光発電・蓄電設備の導入についてお伺いしたいと思います。

近年、気候変動に伴うと思われる風水害の被害が拡大しています。直観的にも増えておりますが、それを裏づけるデータとして、損害保険協会が毎年支払う風水害による保険金支払い額の統計があります。2017年まではほぼ年間1,000億から4,000億円程度で推移していたものが、2018年にいきなり1兆5,000億円となり、2019年には1兆1,000億円と2年連続で1兆円を超えました。

直接の被災にとどまらず、昨年9月に起きた房総半島台風では、千葉県を中心に2週間以上にわたり最大93万戸が停電いたしました。2018年の台風21号では、関西地方で2週間にわたり最大約240万戸が停電いたしました。避難所が無事であっても、ライフラインである電気が来ない事

態が発生する可能性は今後もあると想定すべきだと思います。

気候変動による夏の最高気温の上昇も大きな問題となっています。2018年から猛暑によりプール開放ができなくなる日が続き、環境省が示す暑さ指数、WGBTを指標として、小・中学校での校庭・体育館での活動が著しく制約される状況が続いております。

今年度はWGBTを指標とし、小・中学校での下校を遅らせる措置も取られました。小・中学校の授業・休憩時間・部活動などにおける活動も厳しく適用されており、これらの判断・対策は大変重要であるし、また適切であったと思います。今後も子供の命を守るために適切な判断、対策をぜひお願いしたいと思います。

しかしながら、今後もさらなる気温上昇の可能性が高く、活動を制約することのみの対策では、夏季における子供の学ぶ環境が著しく損なわれることを懸念いたします。

また、小・中学校は指定避難所となっていますが、夏季の災害時には避難生活が熱中症リスクをはらみます。昨年9月は台風シーズンですが、昨年9月は岐阜市において30日中22日が真夏日でした。

これらを踏まえ、1つ、二酸化炭素を排出しない太陽光発電利用による温暖化防止、2つ、子供たちの夏季における運動環境の整備、3つ、指定避難所における熱中症対策、4つ、大規模停電時における空調を動かせるだけの電源確保、以上4つの観点から、小・中学校における体育館空調の整備並びに太陽光発電・蓄電設備の導入をセットで導入することが必要であると考えます。令和2年度に完工する給食調理場、令和3年度に完工する北学園校舎など、太陽光発電設備を導入できる一定の面積を有する屋根を上手に活用すべきだと思います。

なお、令和2年度までの制度ですが、総務省の緊急防災・減災事業債では町費負担30%で防災拠点への空調設備の導入が可能です。同じく令和2年度までの制度ですが、環境省の地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散側エネルギー設備等導入推進事業補助事業であれば、町費負担25%で防災拠点における太陽光発電設備並びに蓄電設備の導入が可能です。いずれの制度も、両省の担当者に聞いたところ、全国で事業継続の要望が多く、財務省の査定が前提だが、来年度もぜひ継続したいというふうに回答をいただきました。

体育館空調も以前は1施設8,000万円から1億円程度かかる想定が必要とのことでしたが、近年では農業用ハウスなどに使われる冷房施設と大型送風機を組み合わせた機器であれば、1施設1,600万円程度で導入することが可能になりました。全館冷房ではなく、一定の高さ以下のみを冷やすことで、省エネと即応性があるのが特徴です。東京都中野区や大田区の公立小・中学校で既に導入が進められております。令和3年度以降に固定価格買取制度による太陽光発電の買取りがなくなったとしても、学校における電気の自家消費を中心に考えれば、空調導入によるランニングコスト増加も削減可能です。補助金、事業債を上手に活用することができれば、導入コストを上回る電気代の削減も可能と考えております。

そこで、御質問いたします。

小・中学校において、夏季に校外・体育館・プール等において暑さによる活動ができなくなる



事態がどの程度発生しておりますか。

現在、北方中学校、北方南小学校、庁舎に設置された太陽光発電設備は停電時に利用可能なものとなっておりますか。

指定避難所である小・中学校の体育館に空調・太陽光発電・蓄電設備をセットで導入することについてどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 小・中学校体育館の空調などに関する御質問についてお答えをいたします。

まず、1つ目の暑さによる活動自粛につきましては、環境省が示す暑さ指数、WGBTの数値及び各学校の熱中症計の数値といったものを確認して判断をしております。

例えば、8月の第1週においては熱中症の危険があると判断いたしまして、屋外での活動を中止するケースが、これは数回ございましたが、第2週以降からは事前に危険な暑さが想定されるという事態でございましたので、初めから、例えば体育の授業は別の教科と交換して時間割を組むなど、事前にできる対応といったことに取り組んで対策としております。

2つ目の太陽光発電設備の停電時の利用についてということですが、役場の庁舎では1階ロビーの非常用コンセントの電源として利用できるシステムになっております。北方中学校や北方南小学校は、そのようなシステムにはなっていないということであります。

3つ目の小・中学校の体育館への空調等の導入に関してでございますが、既に調査研究に着手しているところでございますが、その中で議員御指摘のような比較的安価なシステムもあるということもお聞きしておりますが、実際に使ったときの効果の面にやはり若干不安な部分があるというようなことですか、エアコンの設置とともに体育館自体の断熱改修といったものを行うほうが効果が高いということも分かっておるのですが、そうすると、どうしても費用のほうが高額になるといったような様々な問題が分かってきたというところでございます。

今後の方針としましては、財政的にも有利な方法を模索しつつ、北方町の現状に最も適した方法を引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

導入については断熱改修等々も必要じゃないかというお話なんですけど、それまでやっているとお金がかかっちゃうと思うので、そこは何とか使えることを早めに考えていただきたいなというふうに思っています。先ほど言った1,600万円の設備、空調に関しては送風とセットでやる機械ですので、音がうるさいというのは確かにデメリットとしてあると。これは実際に中野区の担当者の方にもお話は伺っていますが、運用次第でうるさくなるのが嫌なときには先に冷やしておいて風量を絞るとか、運用次第で結構何とかかなりますよなんていう話も伺っています。

一方、そういうのが嫌なので、それから暖房にも使いたいのでということで、GHP、ガスヒートポンプを導入して空調にしていますなんていう自治体があることも承知しております。

ですが、財政的に余裕がある私が伺った中野区であったり、大田区といったところは比較的財政的にも余裕があって、かつ東京都の補助金も出るようなところですので、参考になるところとないところがあるかと思っております。ただ、まずはやっぱりいつ起きるか分からない災害であったり、それからこれからますます暑くなるであろう環境を考えると、できることを早めに取り組むという姿勢が子供を預けている者としては欲しいなというふうに思っております。

せっかく北学園、南学園という学園構想もつくられて、よい教育環境ということが売りになる町になると思っておりますので、そのときに学校の体育館は全ての学校が冷房が効いていますなんていうのは、ほかの自治体ではなかなかできないことだと思いますので、そんな意味でもぜひ御検討いただければなというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 暫時休憩とします。再開は45分からお願いします。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時45分

○議長（安藤浩孝君） それでは、再開します。

次に、井野勝巳君。

○10番（井野勝巳君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、3項目ほど一問一答方式で質問させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスによる感染者が依然として増え続け、全世界では2,300万人が感染をして、80万人ほどが死亡したとの報道であります。

こうした中、北方町におきましては当初より感染対策に取り組み、小・中学校を臨時休校に、各種会合やイベントの中止、公共施設の閉館など感染拡大防止対策に努められました。

現在、町では七、八人と感染者は少なく、安堵しているところでありますが、東京都や大阪では終息の気配もなく、油断は許されません。当分の間は気を引き締めて、その対策に取り組まなければならないと思います。

さて、町長公約の学園構想の開校に向けて、校名も北学園、南学園に決定をされ、制服も生徒の意見を反映し、男女ともセーラー服からブレザーに変え、校風の刷新を図られたことは大変に喜ばしい限りであります。

初めに、学園の開校に向けて、教科担任制の推進についてをお尋ねいたします。

文科省は中教審の特別部会において、2020年度をめどに小学5・6年生の教科担任制を導入するとし、対象教科として英語、算数、理科を示し、担任制による教育の質の向上や教職員の働き方改革につなげたいとしております。私も学園構想の諮問の折に、この教科担任制を取り入れるよう提言してまいりました。このほど、文科省からも導入すべき課題として打ち出されてまいりました。文科省は22年をめどとありますが、22年度を待たずに取り組んでいただきたいのであり

ます。

ただ、心配なのは教員の確保であります。文科省は2,200人の教員を増強するとしておりますが、果たして間に合うのかであります。今から意欲的に教職員の確保に取り組まなければならないと思います。幸いにして、教育長はこの現場にたけているお方であります。教科担任制の導入と推進について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 教科担任制の導入についてお答えします。

学年の発達段階に応じた教科担任制の導入は、子供たちの学力向上に対して極めて有効な仕組みだと考えます。そのため、これまでも学園構想を進める重要な理由の一つとして挙げてきました。義務教育学校になれば各教科を専門とする教員がそろい、計画的、安定的に教科担任制を実施することができます。

また、子供の立場から考えると、専門的な授業が受けられ、各教科に対する興味が高まるばかりではなく、多くの教員と接することで個性の伸長、いじめの早期発見など生徒指導の観点からも大きな効果が期待されます。実際、今年度から義務教育学校開校に向け、英語や音楽、理科などの教科で小・中の教員が交流して教科担任制を開始し、成果を上げているところです。

議員御指摘の教科担任制については、今から開校に向けた県費の加配を特別に要望し、教職員の確保を図るとともに、効果的な仕組みについてより深く追求し、全国から注目を浴びる学園を目指して着実に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） ありがとうございます。

今、教員の確保は大変かなと思いますけれども、これはもう18年頃から文科省は3,000人ほど増やすなんて言っていましたが、今度はちょっと下がってきました。2,200人ほどということでもありますけど、やっぱりこの教育というのは一番大事なときで、人それぞれでありますけれども、人生の言わば基礎ができる教育にもつながっていかうかと思えます。どうかひとつ推進をさせていただいて、いい学園をつかっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは2点目ではありますが、教員の勤務負担軽減対策についてお尋ねをいたしたいと思えます。

これも文科省の方針であります。問題となっている教職員の長時間労働の負担を軽減するため、公立中・高の休日の部活動を地域や民間団体に委託をして、教員による指導は希望者のみに切り替える改革方針を取りまとめたものであります。

この地域委託は来年度から各都道府県のモデル校で実証実験を始めて、2023年度からこの導入を図るとしてあります。23年はくしくも学園の開校と重なり、好都合でもあります。これに必要な経費は、来年度の予算に概算要求を計上するとしてあります。今、町も部活動の指導員や部活講師として社会人コーチを置いてありますが、この部活動は学校の運営となっているため、教員

の長時間労働の一因と問題視されており、将来的には平日も地域主導にしたい考えのようであり  
ます。

今回の改革方針は、自治体に部活動の監督責任を持たせて、保護者や元教員らでつくる指導グ  
ループの地域団体、スポーツクラブなどに業務を委託するとしております。課題は専門知識や経  
験を持つ人材が見つからない地域では進んでいないようではありますが、取組に対しては国も支援  
を検討するとしております。

羽島市竹鼻中学校では、全運動部が来年度に移行すると決めたようであります。運動部の土・  
日曜、祝日の活動をクラブとしての活動に移行し、休日は同校区内に拠点を置く総合型地域スポ  
ーツクラブはしまなごみスポーツクラブの指導者が部員を指導するようであります。この取組は  
県内でも初めてで、全国的も珍しいとも言われております。これは教員の働き方改革にもつなが  
り、部活動の新たな形態としてモデルケースになるそうでありますが、この運動部を指導する社  
会人コーチは、同スポーツクラブのコーチに登録をして指導ができるようであります。競技に打  
ち込みたい部員にはメリットがあり、部活の顧問が休日の指導をコーチに任せることで、教員の  
働き方改革にもつながるとしております。

県の岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課の日下部課長補佐は、革命的な第一歩、全力でバッ  
クアップをして取組を県内に広めたいと期待を寄せております。

北方町も羽島市と小・中学校一貫校では縁のあるまちであります。県も県内に広めたい考えで  
おりますし、国も支援を検討するとしております。町も部活動の地域委託制の導入を図り、将来  
は国体やオリンピックに出場するような子供を育てる思いで、意欲を持ってこの制度に取り組ん  
でみてはどうでしょうか、教育長の考えを伺います。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 教職員の勤務負担軽減対策についてお答えします。

部活動地域委託制の導入につきましては、国の施策に先駆け、北方町では4年前から進めてい  
るところです。4年前に作成した北方町部活動指針は、部活動を学校の教育活動としての区分と、  
教育力向上を目指す社会教育の部分に整理し、夜間や休日の社会教育の部分を地域に委託するこ  
とを目指す仕組みです。そのため、北方町では県内で最も多くの部活動指導員を配置したり、社  
会人コーチを中心としたジュニアクラブの充実を図ったりしているところです。この仕組みによ  
り、教職員の勤務負担軽減に対しても成果を上げつつあります。

議員御指摘の部活動改革は、現在教員の働き方改革など多様な視点から重要なことであり、北  
方学園開校に当たり、部活動の仕組みも他校の手本となるよう工夫し、精いっぱい進めてまいり  
たいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

こういった形の中、予算を見ると、部活、社会人コーチ等のほうも予算を見ておりますので進  
めておられるかとは思いますが、こういった今いろいろな予算というか、財源的なことを

考えると、国・県の補助がつくような制度に移行したほうが町もいいかなと思って提案をさせていただいたところではありますが、1つにまとめて、できればそういった形でこの部活が進められるといいかなと思うんです。

以前、北方町に、国体だったかなと思うんですが、柔道のほうで柱本の人がおりました。それから以降なかなか聞きません。それから、剣道におきまして、剣道の師匠が亡くなられて、その後ありませんけれども、非常にこの剣道も県内でも優秀で、優勝する北方中学校の生徒があったんですが、やっぱりこういった形の中で指導者というのは、専門的な指導ができるという部活というのはすばらしいなと思います。

それと、1つは、昨日も野球のほうがありましたけれども、例の桑原小学校出身の吉川選手が巨人で非常に活躍しておりますけれども、やっぱり子供のときからそういったものに携わって行って大人になる。ゴルフでもそうですけれども、本当に5・6年生からもう既に始めているというのを聞いて、今、プロの選手になっておる子が多いので、いろんな角度で人生に対する子供の知識、そういったものを植え付けてくれるのは先生方だと思いますので、どうかその辺りもこれからも鋭意取り組んでいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

最後、町長になって申し訳ないんですが、コロナ感染対策による休業・休園についてお尋ねをいたしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中で勤務を続けた保育士や児童関係施設で働く人に、独自の慰労金を支給する自治体が増えているようであります。

政府は、医療従事者や介護施設、障害福祉施設の職員には慰労金を給付しますが、児童関係職種は対象から外れ、支給がされません。自治体からは介護職員と同様に感染リスクを抱えながら勤務を続けていることに感謝するとの声が上がリ、支給の対象や方法、金額は自治体によって異なりますが、慰労金や応援金などの名目で支給をしているようであります。

山形県は、保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、児童養護施設で働く1万3,000人に5万円を支給、岡山県倉敷市では、保育士に1人最大5万円を支給。発表後に全国の自治体から問合せがあったようであります。近隣、愛知県は、保育所、児童施設に10万円、名古屋市は保育所1施設に5万円を支給、大阪府の河内長野市も900人に商品券2万5,000円分の配付を決めております。

この新型コロナウイルス感染症地方創生交付金は、任用職員等の休職には対象外となり、給付を受けられない制度のようであります。そのため、自治体が独自に慰労金を支給しようとするものであります。

町は休校・休園をしましたが、一部登校児童もいたようでありますし、放課後児童クラブなどは開放していた気がいたします。今回の対象は保育所や幼稚園、放課後児童クラブなどであり、町も対象者がいると思います。

また、休園に当たり、保育園など任用職員を週2日間休職させたようであります。うち1日分は有給休暇と聞いております。本来、有給休暇は、労働者の休暇日のうち使用者から賃金が支

払われる休暇のことでありますが、有給は個人の都合で休むときに取りたいものでもあって、使用者からコロナ感染対策の関係で有給日数を休園日にすることは異なると私は考えます。有給で休んだ任用職員などに、さきの慰労金などで対応していただきたいと思います。

また、保育園、幼稚園、放課後児童クラブなど従事者についても、他の自治体同様に優遇措置が図れないか、町長さんにお尋ねをいたします。

○議長（安藤浩孝君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染に関して、政府は緊急包括支援交付金を拡充し、特別養護老人ホームや障害施設に勤務する職員全員に1人当たり5万円の慰労金を支給する方針を示しましたが、児童養護施設や保育所等、子供関係の施設関係者については感染リスク、重症化リスクが低いということで慰労金の対象外としております。

そうした中、議員仰せのとおり、一部の地方公共団体では介護職と同様に社会活動を支える柱として、政府の保育実施要綱に応え、感染リスクを抱えながら現場の保育を担い、感染拡大防止策や社会活動への貢献を行ってきた民間の児童福祉施設及び施設の勤務職員に対して、慰労金や応援金を支給する動きがあることは承知をいたしております。

当町におきましても、コロナ対応に追われる児童関連施設に勤務する会計年度任用職員に対し、町単独の慰労金等も検討はいたしましたが、会計年度任用職員に対しては地方公務員法で定めるところの一般職、非常勤の地方公務員でありますから、常勤職員と同様に給与等については国の制度に準じて支給しておりますので、町独自の特別な手当を創設して支給するという事は、現段階においてはそぐわないという判断をいたしたところであります。

また、町では職場の3密を避け、新型コロナウイルスの感染を防ぐため常勤・非常勤の職員について在宅勤務及び年休をもって勤務調整をしたところで、適正に取得を促してきたところでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 結局、この地方交付税というのはひもつきで、今の言うなかなか支払いができないわけですね。これはうちの職員の場合は結構なんですが、企業に対しては今非常に失業者が増えている、雇い止めもある。そういう中で、本当に生活が困窮して、特に外国人なんかもそうですけれども、厳しい状況に立たされているということを聞いております。

そういった形の中で、今、ボランティア等の団体も非常に応援はする形は取ってきておりますけれども、これには限度がありますし、そしてまた、この制度の中でどうしても支払えないという形になると、さきのプレミアム等もありますので、行き渡ってはおりますけれども、こういった年休の取り方について、確かに事業者から給料は支払われますので、この話は結構かと思っておりますけれども、年休日数の減数が問題であるということ、これは第三者から私が聞いた話でありますので、一般質問させていただきました。

これから本当に厳しい社会情勢がありますので、職員においても非常に今公務員等の、言わば

不正の発覚があちらこちらでしております。これは事件等を見ると、借金した、ギャンブルに使ったというような話がありますけれども、そうじゃない本当に生活に苦しんでいるということになりますと、やっぱり職場関係においても人間関係もぎくしゃくしてきますし、できるだけこういった中で町長としては年休もなかなか厳しいような答弁をいただきましたけれども、これからこういったものを支払われない状況であるならば、職員等の職場に対しては、ひとつ町長さんのおもてなしじゃないですけど、思いやりで、ひとつ職員のほうを大事にしていっていただいて、私たちは言いたいことを言いますので申し訳ないんですが、ひとつ職場環境のいいところの役場にしていっていただきたいと要望して終わります。

○議長（安藤浩孝君） 次に、三浦元嗣君。

○5番（三浦元嗣君） それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

最初に、学校でのコロナウイルス感染症の対策についてお伺いいたします。

学校が再開された6月1日から今日まで、感染拡大の第2の波が広がる中、学校の教職員、教育委員会の皆様には感染防止、学習、子供の心のケアと毎日緊張の中で奮闘いただき、深く感謝申し上げます。

今回の感染の波では、学校や学童保育、また幼稚園や保育所でも感染が相次ぎました。感染の広がりや、岐阜県では7月29日の30名をピークに感染者数が減少していますが、まだ安心できる状況ではありません。私は、学校で感染者が確認された場合の対応についてお伺いいたします。

文部科学省は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」、2020年9月にバージョン4が出ております。これにおいて対応方法を示しています。同様に岐阜県教育委員会でも「学校における新型コロナウイルス感染症対応〈学校再開ガイドライン〉」、令和2年5月15日にこういうガイドラインを出しています。この中で、児童・生徒等の出席停止、臨時休業の考え方と教職員の対応を示しています。

文科省の衛生管理マニュアルでは、学校で感染者が判明した場合の対応について、次のようなフローチャートが示されています。

児童・生徒、教職員の感染が判明した場合、保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部または一部の臨時休業。続いて、設置者は保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討するとなっています。そして、この検討の後、可能性が低い場合は、感染した児童・生徒等や濃厚接触者の出席停止。可能性が高い場合は、学校の全部または一部の臨時休業と、このような流れになっています。

対応マニュアルでは、幾つかの場面で判断し、対応を選択・決定することが求められています。しかし、対応を選択する基準は示されておらず、判断は教育委員会や学校に委ねられています。例えば、最初の段階での濃厚接触者を特定するまで、休業は全学年なのか、あるいはどの部分なのか、また休業は何日間行うのかも決定しなければなりません。初動段階で判断する時間も限られるので、あらかじめ基準を考えておくなどの対処が必要ではないかと思えます。

そこで、教育委員会として、学校で感染者が確認された場合の対応について、既に方針を決めてマニュアル化されているもの、あるいはQ&Aなどがあるかお聞きします。ないのであれば、今後検討して作成される考えはないかお尋ねいたします。

次に、学校で感染が判明した場合、児童・生徒や保護者の方々の不安は非常に大きいと思います。その際、PCR検査を受けて陰性が確認できれば安心できます。しかし、検査は保健所が主体となって対象を決めており、検査対象は濃厚接触者のみというのが実情です。

自治体によっては、例えば兵庫県感染症対策課は、学校などクラスターが発生する可能性のある場合には、濃厚接触者に加え、同級生や同じ部活の生徒などを幅広く対象にしている自治体もあります。文部科学省は、学校で感染が判明した場合の検査対象について、特に基準を示していません。岐阜県でも、学校や高齢者施設については、症状の有無にかかわらず濃厚接触者は全員検査するとしています。現実には、都道府県や市町村により異なった基準で検査の対象者が決められています。

学校では、児童・生徒の日頃の生活状況を把握しており、誰が濃厚接触者の可能性があるかは保健所よりも詳細に把握することができます。検査の対象者を保健所が決めることは変えられませんが、学校としてどの範囲を接触者と考えるか意見を伝えることはできるはずですが、PCR検査を行う対象者について、教育委員会として方針や見解を持っておられるかお尋ねいたします。

以上、2点お尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 学校で感染者が発生した場合の対応についてお答えします。

1つ目の臨時休業の日数や範囲につきましては、保健所や学校医の医学的な判断によって実施するものであり、対応マニュアルはありますが、町独自の方針や基準はありません。

2つ目のPCR検査を行う対象者についても、決めるのは保健所であり、学校や教育委員会としては接触状況を正確に伝えることが大切だと捉えています。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 今のお答えですと、どの範囲を休校にするとか、そういうことも全て保健所が指示してくれるということでしょうか。そういう関係になっているんですか、学校として。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 御指摘の管理マニュアルを見せていただきますと、また県の基準もそうですけれども、先ほど言われましたどの範囲が必要か、必要な日数はどれだけかを検討するのは、学校ではなく保健所が検討をし、その指導に基づいて学校が判断するので、それが示されていて、この件に関しては医学的判断が最優先され、教育的配慮は配慮として最終的な決断をするのは学校ですが、範囲を決めて検討するのは保健所や医者であります。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 文科省のほうからマニュアルが出ていますよね。そこにはいろんな指示的な事項とかそういうのが出ているわけですが、これは今回バージョン4でして、8月の段階では



まだバージョン3だったんですが、次々と改定されています。さらに、改定されるたびに内容が少しずつ変わってきていますね。それは今回の場合ですと、特に6月1日から学校が始まって、この間、8月31日までというふうに書いていますけれども、その間の学校で起こった感染の経験を踏まえた上でのマニュアルだということが書かれています。

このマニュアルの中で、いろいろと今回改定されたことによって変わった部分があるんですね。例えば、先ほど私がフローチャートで感染者が判明した場合の対応がちゃんと書かれているというふうに言いましたが、その部分が、感染が判明した場合の対応マニュアルとして今までされていたんですけど、今回のバージョン4では参考というふうになっています。参考の場合で、感染者が発生した学校の臨時休校の考え方と改められています。要するに、考え方というふうに言われているわけですね。

今のように、保健所のほうが全て指示してくれるから、何も学校のほうではその点については考える必要がないということでしたが、このマニュアルというのとは一体何の役割を果たすのかわりと分からんところがあるんですけど、幾つかこのマニュアルでは改められた点があります。例えば、私がこの参考にしたページだけでも、休校が休業に変えられています。それから、学校医の助言が新たに加わったとか、いろいろ変更が行われています。今後もこの文科省のマニュアルというのとはバージョンが改められていくと思いますが、そのたびに教育委員会として学校にどのような変更があって、どういう点を気をつけてほしいというような指示を行われるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 改定されたマニュアルは国のも県のも逐次読み込んでおりますけれども、一貫して言えることにつきましては、最新のバージョンでも57ページのほうを読んでもいただきますと分かりますように、休業の範囲であるとか、学年なのか学校なのか、全ての範囲や日数も保健所が検討をして、それを学校に言って、最終的に学校は教育的配慮を考えて決断するのは学校、教育委員会ですけれども、その部分は一貫して変わっておりません。

今回のこのことに関しては、保健所のある県の指示で大体、保健所の判断で動くというのが岐阜県でもマニュアル化されていることをごさいます、それらについては一貫しておりますけれども、そのほか細かいことについては逐次学校と連絡を取って、通知に関しては一つも漏らすことなく伝え、対応しております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） どうもありがとうございます。

では、次の点に移らせていただきます。

学校の温熱環境の問題であります。

今年の夏は例年を上回る大変厳しい暑さが続きました。そうした中で、新型コロナウイルス感染症による休校が5月まで続き、6月に入って学校が再開されました。その影響で、休校による遅れを取り戻すため、夏休みを短縮して授業が行われました。新型コロナウイルス感染症の防止

のため、エアコンをつけると同時に窓や扉の一部を開放し、授業が行われていました。

8月28日の岐阜新聞で、中津川市の小・中学校では全熱交換型換気扇により感染予防と熱中症対策の両立を図っているといった記事がありました。この全熱交換型換気扇は新型コロナウイルス対策として設置されただけでなく、エアコン設置時に省エネ対策として取り付けられています。

教室の温度環境について伺います。

授業中の教室の温度環境について、各学校の状況を調査されておられるのなら、どのような状況だったかをお教えいただきたい。

また、熱交換器の機能を備えた換気扇の設置を検討される予定はありませんか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 学校の温熱環境についてお答えします。

現在、新型コロナ対策のため、窓を少し開け、エアコンをつけた状態で授業を行っています。暑さを感じる日もありましたが、学習に支障を来したり、体調を崩したりすることはありませんでした。

また、熱交換器の機能を備えた換気扇については、設置をする予定はありません。岐阜県の感染症対策の専門家により、エアコンをかけ、前後の窓を2か所開ける対策でよいとの意見をいただいております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 少し補足的にお伺いしますが、教室の温度調査みたいなことはやられたのでしょうか。もしやられたのであれば、現状は何度とか、そういうようなデータというのはありませんでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 学校において、特に今年は8月も授業もありましたので、学校の状況については聞き取りをしております。

ただ、日によって、また時間によって温度は違いますので、特に温度を調べたということはないですけれども、先ほど言いましたように、それによって子供が暑さを感じ、学習に支障を来していないかというようなことに関しては聞き取りをし、確認をしております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 先ほどの私が岐阜新聞の記事を紹介しました中津川市では、機器を納入した企業と協働して、この換気扇の効果について測定されているというふうに聞いておりますので、ぜひそのような情報を調査していただいて、また考える参考にしていただけたらというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

文化財の保護の問題についてであります。

平成30年、文化財保護法が改正され、31年4月1日より施行されています。

今回の改正趣旨は、過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るというものです。

北方町の商工業や農業が盛んな時代には、文化財は子や孫へ伝えられ、大切に保管されてきました。しかし、今、子供たちが都会に移り住み、高齢者が町に残って住み続けるという世帯が多くなっています。このまま放置すれば、そうした世代とともに江戸時代から明治・大正・昭和の記録が次々を失われてしまいます。今回の文化財保護法の改正は、そうした時代的な背景があります。

今回の法改正では、第183条の3、市町村の教育委員会は文部科学省令で定めるところにより、単独で、または共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる等の活用のための手だてが加えられ、文化財を観光資源として積極的に活用していくための条項が加えられています。

文化財を観光資源として活用することそのものは必要なことと思いますが、観光資源として活用できない文化財が取り残され、その保存や修復がおろそかにされ、やがて失われてしまう危険性をはらんでいます。教育委員会として、どのような方針で文化財の保護・活用を図っていくか、その方針を伺います。

北方町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年3月25日）では、その第2条で北方町立図書館は主として次の各号に掲げる事業を行うものとするということで、6番目に歴史資料、古文書等の収集・保存及び展示に関することと記されています。

また、その8条では、図書館は図書及び歴史資料等の寄贈・寄託を受けることができるとしています。

現在、図書館には寄贈や寄託を受けた民俗資料が図書館の歴史資料展示室などに保管されています。しかし、残念ながら保存の状態はただ保管するだけで活用が行われていないため、保存状態を点検し、補修などを行うことがなされていません。文化財の保護を推進し、後世に伝えていくためには、文化財を管理するための専門家が必要です。

学芸員は、博物館において美術品や古文書といった文化財、生物や鉱物といった自然科学の資料などを収集・保管し、その価値を伝える専門家です。これによって、学術及び文化の発展に寄与していくことが学芸員の社会的な役割です。

北方町は現在のところ独自に博物館を設置しているわけではなく、専任の学芸員を置くことは難しいと思います。したがって、兼務ということでも構いません。図書館に寄贈・寄託された図書及び歴史資料を管理し、活用するため、学芸員を配置していただきたいと思うのですが、教育委員会の考えをお伺いいたします。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 文化財保護に関する御質問についてお答えをいたします。

1つ目の文化財の保護及び活用方針につきましては、まず保護に関しましては、町指定の文化財、これに修繕が必要な際には2分の1の金額を補助すること、これで保護を行っているところでございます。

また、文化財保護協会の皆さんの御尽力によりまして、文化財だよりや各種冊子、こういった形で広く住民の方に周知・啓発活動を行っていただいておりますほか、今後は北方学園構想で策定を進めております北方科の中でも子供たちに町の文化財を紹介し、活用していくといったことを計画しております。

2つ目の学芸員の配置に関しましては、今のところ配置する予定はございません。文化財に関する相談等、これが必要な際には、県教育委員会の学芸員に助言をいただいて対応しておるところでございます。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 今答弁された内容は、町の教育委員会としての文化財の保護の活用のお伺いしてはございますけれども、そして北方町には文化財保護条例というのがありまして、その内容にちょっと今触れられていたと思います。

ただ、私が申し上げたいのはそういうことではなくて、今、この文化財保護条例は実際に町民の方々が持っておられる文化財について保護してくださいよとお願いして、しかもそれが傷んだ場合、補修してくださいと。お金がかかる場合は補助しますよと、条例はそういう組立てになっているわけですね。ですから、町民の皆さんが代々受け継いで持っている文化財について、そういう保存をしていくということなんです。

今、この状況を、私が一番問題にしたいのは、そういう親子代々引き継がれていくと、そういう状況がだんだん町の中でなくなってきていると。ですから、私の代で終わりだよと、子供はもう街へ出て行ってしまったしということで、そういう方々が見えて、そしてそれこそ江戸時代から商売をしているので、いろんな文書がお蔵の中に入っていると。そういうのを、じゃあ蔵を掃除して全部ごみとして処分しちゃっていいのかということになるんですね。それを町のほうに寄贈するなりして、そして図書館のここで預かってほしいというような御意見もよくお伺いしているわけです。そういうことが本当に安心して、ぜひ町に預けてくださいと、大事にして活用させていただきますよとお答えできる状態にあるのかですね。今、文化財を受け入れられるような図書館の機能、そういうものがあるのか。その点を非常に心配して、この質問をさせていただいておりますので、もう少しその辺、図書館に寄贈・寄託された歴史資料、される予定の歴史資料ですね。これをちゃんと管理できるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 図書館のほうに寄贈したいというような古文書等ですね。これはそれ

ほど件数はございませんが、今でも時々そのような申出等がございます。ただ、これまでにお受けしたものは図書館のほうでお預かりをさせていただいておるといふことでございます。

図書館のほうの、議員御心配の保存状況といふことでございますが、今のところ番号を振って、そのデータベース等を作って保存をしておるといふような状況でございます。しかしながら、一部ちょっと番号が振り切れていない、整理が追いついていない部分といふのがあつても承知しておりますので、その辺りは今後順次整理をしていきたいといふふうを考えております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） データベースを作って保存していつているといふふうにお伺いしましたが、今でもその方法でやられているんですか。

このデータベースを作つたといふのは10年ほど前ですかね。何か2年間ほどをかけて、それまで寄贈された文化財についてデータを整理したといふふうに向つています。ただ、ちょっと別の都合で図書館のほうで、そのデータベースのデータを見ようとしたときに、それがないといふことで何か伺つて、実はエクセルに簡易的に書き出したデータだけが残つている状況なんですけれども、その辺のところは本当にこのデータベースで今後管理していける状況になつているんですか。

○議長（安藤浩孝君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野浩一君） 先ほど答弁させていただきましたが、整備した当時の状況、その後、一部進んでいない部分もございしますので、今、エクセル等のデータベースと申しましても簡易なものかもしれませんが、その辺りの整備も含めて今後進めてまいりたいといふふうに向つております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 図書館の実際の管理状況については、また別の機会に詳しく聞きたいと思つていますが、したがつて次の点、もう一点お伺いする予定をしておりますので、そちらのほうに行かせていただきます。

北方町の歴史をひもときますと、町の始まりといふのは町史に次のように記されています。

明治22年7月1日、市町村制を実施した。途中を略しまして、北方村は1村1役場を固守し、町制をしいて北方町と改称した。これが北方町の始まりですが、その後、昭和30年4月1日、生津村柱本・高屋地区と合併。昭和31年9月30日に席田村の芝原・加茂中学校区と合併し、現在の北方町となつています。町制が始まつて131年、芝原・加茂地区と合併以降54年が経過してつています。こうした北方町の歴史を次の世代に伝えるためには、行政資料の保存が欠かせません。北方町の始まりからこれまでの行政資料は、どのように保存されているかをお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 白井総務課長。

○総務課長兼税務課長（白井 誠君） では、行政資料の保存についてお答えします。

当町の文書は北方町公文書規程にのつとり、その書類の重要度に応じて永年、10年、5年など保存期間を分類して保存しております。

この規程は、その前身であります北方町処務規程が昭和30年4月より施行されておりますので、昭和30年の生津村及び31年の席田村との合併資料についても、永年保存として耐火金庫に保存しております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 行政資料として保存していただいている、大変ありがたく思っています。

ただ、いずれ廃棄する時期とかそういうものもありますので、廃棄するに当たって教育委員会とも相談されて、文化財として残しておくべきかどうか、そういうのを考えた上で、もし残す必要があるとすれば、先ほどの図書館の資料室のほうに収めるなりしていただいて、後世に北方町の歴史を書こうとするときに、そういった行政資料がきちんと残されているということが大変参考になるのではないかと思います。

参考までに、生津村の行政資料は実は図書館の中にもあります。それから、恐らく席田村の行政資料もあると思いますが、ちょっと私も全部を見ようとしたわけではありませんので、一度見せていただいたときに、こんながあるというのはそのときに気がついております。ですから、過去に町村合併したときの、その当時までの旧資料も一部保存されているようでありますので、ぜひそういう扱いをしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（安藤浩孝君） これで一般質問を終わります。

---

○議長（安藤浩孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、明日12日から16日までの5日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、明日12日から16日までの5日間を休会とすることに決定しました。

第4日は、17日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時40分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年9月11日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄

